

平成28年度「東京都環境影響評価審議会」第2回総会 議事録

■日時 平成28年5月27日（金）午前10時00分～午前10時59分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

■出席委員

片谷会長、町田第一部会長、平手第二部会長、池本委員、黒田委員、小堀委員、齋藤委員、佐々木委員、坂本委員、寺島委員、野部委員、西川委員、守田委員、義江委員

■議事内容

1 答申

・「(仮称) イオンタウン羽村建設事業」環境影響評価書案

⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに大気汚染、騒音・振動及び景観に係る指摘事項について留意するよう努めるべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。

2 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告。

受 理 報 告

| 区 分 | 対 象 事 業 名 称 | 受 理 年 月 日 |
|---------------|----------------------------------|------------------|
| 1 環境影響評価調査計画書 | ・(仮称) イオンモールむさし村山計画 | 平成 28 年 5 月 9 日 |
| 2 事後調査報告書 | ・大井ふ頭その 1・その 2 間埋立事業(工事の施行中その 3) | 平成 28 年 4 月 28 日 |
| 3 変 更 届 | ・産業廃棄物(埋設廃棄物等)処理施設建設事業 | 平成 28 年 5 月 17 日 |

平成28年度「東京都環境影響評価審議会」第2回総会

速 記 録

平成28年5月27日（金）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

(午前10時00分開会)

○宇山アセスメント担当課長 それでは、定刻になりましたので始めさせていただきたいと思いを思います。

ちょっと天気も悪いので、若干遅れている委員の先生がいらっしゃいますけれども、始めさせていただきたいと思いを思います。

事務局から御報告を申し上げます。

現在、委員21名のうち13名の御出席をいただいております、定足数を満たしてございます。

それでは、平成28年度第2回総会の開催をお願いいたします。本日は傍聴の申し出がございませので、会長、よろしくをお願いいたします。

○片谷審議会会長 皆さん、おはようございます。余り天気がよろしくない中、御出席くださいます、ありがとうございます。

会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がお見えになっているということでございませので、「東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱」第6条第3項の規定によりまして、会場の都合から傍聴人の数を30名程度とすることにいたします。

傍聴の皆様を御案内してください。

(傍聴人入場)

○片谷審議会会長 傍聴の皆様方は、朝早くからまたは悪天候の中、お疲れさまでございませ。

傍聴の皆様方におかれましては、傍聴を希望される案件の審議が終了いたしました時点で途中で退室されても結構でございます。よろしく御協力のほどをお願いいたします。

ただいまから、平成28年度「東京都環境影響評価審議会」の第2回総会を開催いたします。

本日の会議でございませけれども、お手元の会議次第にございませように答申1件に係る審議がございませ、その後、受理報告を受けるとございませが、受理報告も本日は3件と非常に少ない状況でございませので、本日は審議事項が先月あたりと比べると大分少ない状況にあるという予定のようでございませが、しっかり審議を進めていきたいと存じませ。

早速ですが、最初の答申案件の審議に入ります。

「(仮称)イオンタウン羽村建設事業」環境影響評価書案の答申に係る審議でございませ。

この案件につきましては、第一部会に審議をお願いいたしました。その結果につきまして、町田第一部会長から報告をしていただくことにいたします。お願いいたします。

○町田第一部会長 それでは、資料1をご覧いただきたいと思います。

初めに部会で取りまとめました答申案文を事務局から朗読してください。よろしくお願ひします。

○池田アセスメント担当課長 それでは、資料1を読み上げさせていただきます。

平成28年5月27日

東京都環境影響評価審議会

会 長 片 谷 教 孝 殿

東京都環境影響評価審議会

第一部会長 町田 信夫

「（仮称）イオンタウン羽村建設事業」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

別紙は2ページになります。

「（仮称）イオンタウン羽村建設事業」に係る環境影響評価書案について

第1 審議経過

本審議会では、平成27年12月24日に「（仮称）イオンタウン羽村建設事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における審議を重ね、都民及び関係地域市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【大気汚染】

来店車両等の走行に伴う大気質の予測について、市道第3022号線及び市道第1002号線など、将来交通量が大幅に増加するにもかかわらず予測地点として設定していない地点があ

る。また、沿道には幼稚園などの環境に特に配慮すべき施設も存在することから、予測地点としての追加を検討すること。

【騒音・振動】

工用車両及び来店車両等の走行に伴う道路交通騒音レベルについて、一部の地点で予測結果が環境基準を超えていることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置についても検討すること。

【景観】

道路の上空に通路を設置するに当たり、建物の壁面を可能な限りセットバックするなどして眺望の変化を軽減するとしているが、景観への影響についての懸念が地域住民からも示されていることから、その効果を分かりやすく説明すること。

4ページが付表になります。

以上でございます。

○町田第一部長 ありがとうございます。答申案文を朗読していただきました。

それでは、審議の経過について御報告をいたします。

本評価書案は、平成27年12月24日に当審議会に諮問されまして、第一部会に付託されました。

それ以降、現地調査及び部会における3回の審議を行い、ただいま朗読いたしましたような答申案文として、取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しまして、都民から6件の意見書の提出がございました。また、関係市長である羽村市長及び福生市長から意見が提出されております。

この意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。また、都民の意見を聴く会では、3名の方から公述がございました。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね東京都環境影響評価技術指針に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民等が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたしました。

指摘の内容について御説明いたします。

本事業は、羽村市神明台二丁目に位置する計約5.8haの2つの敷地において、店舗棟、立体駐車場棟及びそれらをつなぐ道路上空の立体通路等建築物の新築並びにそれらに伴う約

2,600台の駐車場の設置を行うものであります。対象事業の種類は「自動車駐車場の設置」でございます。

答申案の内容について御説明をいたします。

まず、大気汚染の意見からでございますが、来店車両等の走行に伴う大気質の予測について、市道3022号線及び市道1002号線など、将来交通量が大幅に増加するにもかかわらず予測地点を設定していない地点がございます。また、沿道には幼稚園なども存在することから、予測地点の追加を検討することを求めるものでございます。

騒音・振動の意見ですが、工事用車両及び来店車両等の走行に伴う道路交通騒音レベルについて、一部の地点で予測結果が環境基準を超えていることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置についても検討することを求めるものでございます。

最後に景観の意見ですが、道路の上空に通路を設置するに当たりまして、建物の壁面を可能な限りセットバックするなどして眺望の変化を軽減するとされておりますが、地域住民からの景観への影響についての懸念もあることから、その効果を分かりやすく説明することを求めるものでございます。

以上で、私からの報告を終わります。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

今、報告をいただきました内容につきまして、何か御質問や御意見がありましたら承ります。

部会長。

○町田第一部会長 特に意見ということではないのですが、第一部会でも申し上げましたけれども、事業地の周辺には幅員の狭い道路がございます。都民からの意見にもございましたけれども、来店車両等、将来交通量も増えると予測されております。事業者単独で行うことでもございません。また、アセス対象とはならないかと思っておりますけれども、交通安全あるいは渋滞対策のための道路拡幅、あるいは歩道の整備、あるいは電柱の地中化について、道路管理者あるいは交通管理者などの関係者とよく協議をしていただきまして、事業者としても積極的に取り組んでいただければと思っております。

以上でございます。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

今、部会長から補足的な御意見がありましたけれども、事務局、これはどのように扱われ

ますか。

○池田アセスメント担当課長 都民の意見を聴く会においても、周辺の住民の方から部会長がおっしゃられたような要望がございましたので、事業者単独では対応することがなかなか難しい事案でございますので、しっかりと道路管理者であるとか交通管理者などと積極的に調整するように伝えて、今後に反映できるように努めたいと思います。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

先日の高尾の案件のときにもありましたけれども、道路構造をいじるような話は民間の事業者が単独でできる話ではないことですので、これは事業者が単独で何かをしなさいという意見にはできませんが、道路管理者だとか交通管理者に積極的に働きかけるような努力はしていただきたいという趣旨だと思いますので、事務局からも対応をよろしくお願いいたします。

大気汚染について、予測地点の追加という御意見を出していただいている。私も大気をやっている人間で、これを見ておりますと、おそらく事業者側のお考えとしては、ごく近隣の道路については予測結果がいわゆる等濃度線図、コンター図で示されているので、あえて予測地点をそこに設置しなくてもいいと。例えば評価書案の120ページ、121ページにコンター図が出ていて、ごくごく近傍の道路はその等濃度線の中に入っているのです。ですから、多分これがあるからいいという判断をされたのだと思いますけれども、アセス図書は住民の方々が見て安心できるような情報伝達の手段という位置づけになりますので、この図があるからそれでよいではなくて、周辺の一番近傍の道路上の予測地点を設定して、その数字が出ているほうがより確認がしやすいので、そのあたりの改善を事業者に指示をしていただきたい。今日、森川委員がいらっしゃらないのですけれども、そういう趣旨の御意見だったろうと想像しますので、その辺の事業者への伝達をよろしくお願いいたします。

ほかの委員の皆様から、何か御質問や御意見はありますか。

佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 第二部会なものですから、現地に行かせていただいたときに申し上げるべきだったかと思うのですけれども、地下水涵養に関しては工事中から、その後の雨水の浸透に対して非常に積極的に取り組んでくださっているようなのですけれども、自動車排ガスなどが堆積しているようなファーストフラッシュについては、それを地下に入れられないような工事が可能であれば、御検討していただけるとありがたいと思っております。

○片谷審議会会長 事務局、いかがでしょうか。

○池田アセスメント担当課長 佐々木委員がおっしゃっている初期雨水の処理については、そういう御配慮をするように事業者には伝えて、対応させるように検討させていただきたいと思います。

○片谷審議会会長 今回の件は答申に追加まではしないけれども、事務局から口頭で指導していただくということでよろしいですか。

○佐々木委員 はい。

○片谷審議会会長 では、そのようにさせていただきます。

ほかの御意見、御質問を承ります。いかがでしょうか。

昨年度、この案件以前の高尾の案件も含めて、かなり住宅街と近接したショッピングセンター案件がほかにも幾つかありましたし、ここ何年かの間に随分そういう案件の審議をしてきておりますけれども、まだこういう計画は今後も都内でかなり出てきそうな状況ですか、既に相談が来ているというのもあるのでしょうか。

○宇山アセスメント担当課長 あと数件ございまして、建替えなども含めれば今後も一定数は出てくるのかなと思います。

○片谷審議会会長 前の東久留米の案件もそうでしたけれども、工場が撤退した跡地がこういうショッピングセンターになるというケースはおそらく今後もかなりあるだろうと予測されます。そういうときに、今回もすぐ隣にマンションがあったり、その住民の方々の懸念が非常に大きい。高尾もそうでしたけれども、どうしても住宅地と近いところに作ったほうが商売する上では都合がいいので、そういう案件がこれからも出てくると思います。

やはり最初が肝心で、周辺の住民が最初に反発してしまうと、なかなかその後の合意形成が難しくなるということがあるので、最初の相談の段階から地元対応を最優先するような指導をぜひしていただきたい。これまでもしてこられたと思うのですが、それが最優先で、それがある程度動き始めてからアセスの具体的な中身という順序にしないと、先にアセスが動き始めてから住民対応という、既成事実を作っているみたいな批判を受けてしまいますので、その辺のことはアセスの条例上の規定があるわけでもありませんけれども、事業者を指導する上で重要な点だと思いますから、事務局としてもよく意識をしておいていただきたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。

特にほかに御意見がございませんようですので、先ほど報告をいただきました内容をもちまして、審議会の答申としたいと思います。よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○片谷審議会会長 御異論がありませんので、この報告内容で答申とすることにいたします。
答申書のかがみの配付を事務局からお願いいたします。

(「かがみ」を配付)

○片谷審議会会長 答申案文を読み上げてください。

○池田アセスメント担当課長 読ませていただきます。

28東環審第6号

平成28年5月27日

東京都知事

舩添 要一 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 片谷 教孝

「(仮称)イオンタウン羽村建設事業」環境影響評価書案について(答申)

平成27年12月24日付27環総政第777号(諮問第454号)で諮問があったこのことについて、
当審議会の意見は別紙のとおりです。

以上でございます。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

読み上げていただきましたとおり知事に答申することにいたします。

この答申に関する案件の審議は、これで終了とさせていただきます。

次に受理関係について、事務局から報告をお願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、受理関係について御報告させていただきます。

本日の資料の5ページをご覧ください。

案件が3つございまして、1つ目が環境影響評価調査計画書「(仮称)イオンモールむさし
村山計画」でございます。

続いて、事後調査報告書が「大井ふ頭その1・その2間埋立事業(工事の施行中その3)」。

3番目に変更届「産業廃棄物(埋設廃棄物等)処理施設建設事業」の3件でございます。

それでは、受理関係につきまして、担当から順次御説明させていただきます。

○池田アセスメント担当課長 お手元のクリーム色の調査計画書をご覧くださいと思います。

まず、1ページ目をお開きいただければと思います。

これは、先ほど片谷会長がおっしゃった工場跡地のショッピングセンターの建設のはしりとなった日産自動車の工場跡地のショッピングモールの案件でございます。こちらにつきましては、先日、第一部会の委員の皆様方に文書諮問という形で送らせていただいています。

概要を説明させていただきたいと思います。

事業者の名称はイオンモール株式会社。

対象事業の名称は、「(仮称)イオンモールむさし村山計画」。

対象事業の種類につきましては、「自動車駐車場の変更」でございます。

3. 対象事業の内容の概略でございますけれども、本事業は武蔵村山市榎と立川市上砂町に位置する既存施設であるイオンモールむさし村山の敷地内に商業施設と駐車場を増築するとともに、東側に隣接する敷地内に商業施設と駐車場の設置を行うものでございます。

対象事業の内容の概略は下の表に示すとおりでございますけれども、敷地面積は既存の敷地は約13万4,000m²、別棟敷地については約5万7,000m²でございます。建築面積、延べ床面積につきましては記載のとおりでございます。

営業時間につきましては、朝の8時から深夜の24時まででございます。

駐車場の台数でございますけれども、既存の施設に増築して作られるものにつきましては、屋上の駐車場としまして約300台、別棟の敷地に作られるものが約2,900台となっております。

工事予定期間でございますが、平成30年から平成31年までの約20ヶ月間を予定してございます。

供用予定年月日につきましては、平成31年を予定してございます。

2ページをご覧ください。

4.1 対象事業の目的でございますけれども、計画地は日産自動車の村山工場の跡地にございまして、地元の協議会のまちづくり方針あるいは武蔵村山市、立川市によります地区計画におきまして、賑わいの創出の拠点となり、地域活力向上の中核となる商業機能を導入する地区とする基本方針が定められております。本事業につきましては、この方針に基づきまして既存敷地内の建物の増築、東側の別棟敷地内に商業施設及び駐車場の建設を行うものでございます。

右側、3ページが位置図でございますが、この位置図の真ん中の太い枠で囲まれたところが計画地でございます。計画地につきましては、武蔵村山市と一部が立川市にかかる場所がございます。計画地の西側を都道59号線、北側に新青梅街道、青梅街道などがございます。

4ページをご覧ください。図4.2-2 計画地の現況でございます。太枠の左側が既存棟ということで従来からあるショッピングモールでございます。右側の点線で囲まれている地区が今回増築をする別棟敷地でございます。北側に従業員駐車場と真ん中あたりに中古車の販売店が現在ございます。さらにその右側に臨時の駐車場もございます。別棟の敷地に隣接しまして、武蔵村山病院がございます。

右側の5ページは空中写真でございます。

6ページをご覧ください。下に図4.2-3 完成イメージ図がございますが、今回、建築するものにつきましては、図の真ん中あたりに増築棟と書かれているものと右側の別棟、その別棟の右側に立体駐車場、増築棟と別棟をつなぐブリッジ、これらが配置される計画となっております。

右の7ページをご覧ください。(2) 駐車場計画でございますが、下の表にあるとおりでございます。増築棟に屋上の駐車場、別棟の敷地内に屋内、屋上の駐車場、平面駐車場、立体駐車場を配置しまして、合計3,200台の駐車場を確保する計画でございます。既存棟と今回の増やす駐車場の台数を合わせまして、合計で6,850台の駐車場を確保する計画でございます。

8ページをご覧ください。図4.2-4 配置計画図でございます。真ん中のブルーのところが増築棟になりまして、その上の黄色が別棟、さらにその上にグレーでなっていますが、立体駐車場が今回計画されている建物でございます。

9ページから11ページにかけては、各階の平面図になってございます。

12ページにつきましては、断面図になってございます。

14ページをご覧ください。こちらが工事完了後の関連車両の主要な走行経路でございます。新青梅街道などから多摩大橋通りや都道55号線などを経由しまして、計画地に至る経路となっております。なお、今回別棟が予定されている右側の土地の駐車場出入口の位置の詳細につきましては、現在関係機関との協議を行っておりまして、予定とさせていただきます。

16ページをご覧ください。(8) 施工計画でございます。工事期間は平成30年から平成31年の約20ヶ月間を予定してございます。

右側の17ページにつきましては、工事用車両の主要な走行経路を示させていただいております。

ます。

83ページをご覧ください。7.環境影響評価の項目でございます。下の図に示す選定手順に従いまして、大気汚染、騒音・振動、水循環、日影、景観、廃棄物及び温室効果ガスの7項目を選定してございます。

84ページは関連表でございます。

87ページをご覧ください。今回、選定しなかった項目とその理由でございます。選定しなかった項目は悪臭、水質汚濁、土壌汚染、地盤、地形・地質、生物・生態系、電波障害、風環境、史跡・文化財及び自然との触れ合い活動の場の10項目となっております。

説明は以上でございます。

○片谷審議会会長 まだ受理案件がありますけれども、これは計画書ですので、もし、ここで御質問等がありましたら承りたいと存じます。

池本委員、どうぞ。

○池本委員 対象事業の目的のところなのですが、いろいろ文章が書いてあって、読んでいてよく分かりにくかったのですが、結局、車両台数は収容能力として足りないということなのでしょうか。

○池田アセスメント担当課長 足りないということではなくて、この目的にありますように地域の活力の向上などまちづくりの計画に沿って、今回、ショッピングモールの拡張を図って、それに合わせて駐車場も整備するというものでございます。

○池本委員 分かりました。

○片谷審議会会長 店舗面積も大きく広がって、それに対応した駐車場を作るということですね。

○池田アセスメント担当課長 はい。

○片谷審議会会長 当然ですが、周辺交通量はかなり増えるということが予想されることになるかと思えます。

ほかにいかがでしょうか。

これは、選定しなかった理由のところに書かれていますけれども、ここは土壌汚染の問題がもとはあった場所です。その後、いろいろ措置がとられていて、現段階では、土壌汚染の問題はクリアされているという前提で選定していない理解でよろしいのですね。

○池田アセスメント担当課長 87ページにも書かれておりますけれども、片谷会長がおっしゃったように既に土壌汚染の対策がとられておって、ただ、その後に中古車の販売店ができ

た関係につきましては、これから中古車の店舗がどきますので、その事業者によりまして、その部分についての土壌調査をした上で、引き渡しを受けるということになっております。

○片谷審議会会長 その土壌汚染調査と引き渡しの手続は、このアセスの計画書の段階でもうされるということなのでしょうか。

○池田アセスメント担当課長 着工が平成30年を予定していますので、それまでの間にはやられると聞いております。

○片谷審議会会長 それは、この後のアセス手続の進行と同時並行で行われるのか。

○池田アセスメント担当課長 はい。

○片谷審議会会長 それは、環境確保条例で東京都が確認をするものだから、このアセスの審議の中では特に触れる必要がないということですね。

○池田アセスメント担当課長 はい。

○片谷審議会会長 それはそれでよろしいのですが、私も余りその辺のことを十分把握していない。佐々木委員、これでよろしいですか。

○佐々木委員 はい。

○片谷審議会会長 分かりました。ほかにいかがでしょうか。

おそらく、先ほども触れましたけれども、これは既存施設の拡張ですが、かなり住宅地が接近している立地になっていますので、特に交通由来の大気汚染や騒音・振動というものがまた重要なチェックポイントになろうかと思っておりますので、そのあたりは第一部会の皆様方には審議をよろしくお願ひしたいと思っております。

特に第二部会の御所属の皆様は、次の答申まで御意見をいただく機会が多分ないと思っておりますが、何かお気づきの点等がありましたら御発言していただきたいと思っております。よろしゅうございましょうか。

特に御発言がないようでございますので、この受理報告はここまでとさせていただきます。残りの受理報告の御説明をお願いします。

○池田アセスメント担当課長 それでは、お手元の薄い冊子になっております「大井ふ頭その1・その2間埋立事業」事後調査報告書になります。

お手元資料の6ページをご覧ください。

事業名につきましては「大井ふ頭その1・その2間埋立事業」でございます。

答申日は、平成21年7月29日、受理日は平成28年4月28日でございます。

事業の種類は、公有水面の埋立てでございます。

埋立区域は、大田区東海六丁目地先でございます。

お手元の冊子の8ページをご覧くださいませでしょうか。こちらが水循環調査範囲という図面になっておりますけれども、この図面の真ん中の水色になっている部分が埋立地でございます。埋立面積につきましては22ha、埋立土量につきましては約197万 m^3 、工事期間は平成24年度から平成27年度まで、竣工年度は平成27年度でございます。

事後調査の区分は、工事の施工中その3でございます。

今回の調査項目は、水循環、廃棄物でございます。

1 水循環でございますけれども、事後調査報告書の9ページをご覧ください。今回、東海6丁目地先と城南島の水路を埋め立てた事業でございますけれども、水色の部分が実際に埋め立てた場所でございます。この埋立てた場所の南西方向に丸でB'と囲まれたところがあるかと思っておりますけれども、その下に南北に薄い線が引かれております。ここから上の水色のところまで埋立てた場所までは、もともと泥などがたまって土手状になっておりました。長年にわたり東西の水路を分断しておりまして、予測では東西の海水交換はないと判断しておりました。

これまでの事後調査におきましても、埋立て以前から海水の交換がないことが確認されておりましたけれども、今回、現地踏査と海水面の流動調査をあわせて、最終的に海水の交換はないと判断してございます。そして、予測どおりの結果となっております。したがって、今回、埋立工事が水循環に悪影響を及ぼすことがないと判断してございます。

2 廃棄物でございますが、混合廃棄物を除きまして、再利用・再資源化率は100%でございました。今回、掘削土が増えてございますけれども、こちらは当初予定しない護岸の工事が発生しました関係で増加しておりまして、今回の工事の埋立土に使用してございます。しゅんせつ土につきましても、その後の地質調査によりまして、しゅんせつが必要となったためにしゅんせつ土が発生しまして、出てきたしゅんせつ土につきましては新海面処分場の基盤整備用材に使用してございます。

さらに撤去鋼材も増えてございますけれども、報告書の16ページをご覧くださいませでしょうか。こちらにあるとおり既存の雨水の排水溝がございまして、右側が新設の雨水の排水溝でございますけれども、当初はこれを残したままの予定でございましたが、予定を変更しまして撤去することになったために、鋼矢板の搬出をしまして、これをしっかりと資源化してございます。

今回の案件につきまして苦情はありませんでした。

以上でございます。

○宇山アセスメント担当課長 続きまして、お隣の7ページの変更届について御説明をさせていただきます。「産業廃棄物（埋設廃棄物等）処理施設建設事業」でございます。

答申日は平成27年1月30日。

事業の種類は、「廃棄物処理施設の新設」でございます。

位置は、今、御説明した大井ふ頭の建設事業のすぐ近くの城南島にある施設になります。

敷地面積は8,947.17m²、建築面積は4,025m²、延床面積は5,433m²。

施設の用途は、産業廃棄物（埋設廃棄物等）の処理及び汚染土壌の処理でございます。

工事予定期間は、平成27年11月から平成29年1月で現在工事中でございます。平成29年2月が供用開始予定となっております。

変更理由ですけれども、もともと乾燥施設を予定していたのですけれども、そちらで水銀汚染土壌の処理をする予定だったのですが、まだ水銀汚染土壌の処理・排出基準が正式に決まっていないということで、現在、工事をしているところで、もう上物を建てていかなければいけないという中で適切な乾燥施設の建設が困難であるということで、とりあえず今の段階では乾燥施設を作らないで建てて、今後、排出基準等が確定しましたらまた検討するというので、今回は乾燥施設の設置を見送るということでございます。それから計画建築の進捗に伴って、事業計画の変更があわせて行われてございます。

主な変更内容ですけれども、建築面積が5,055m²から4,025m²、延床面積が8,790m²から5,433m²ということで規模が小さくなってございます。

建築物の概要ですけれども、高さが24.8mから17.7mで、こちらは3階建てだったのが2階建てになってございます。煙突につきましては乾燥施設の見送りということで、高さ20mからなしということでございます。

施設の増減につきましては、変更前の分級・破碎施設、洗浄施設、乾燥施設、混合施設の4施設で産業廃棄物と汚染土壌処理をする予定だったのが乾燥施設を見送って、乾燥施設の分はほかの施設で処理をするということでございます。

お手元の事業計画の変更についてというものをご覧いただきたいのですけれども、まず、8ページ、9ページです。そんなに分かりやすい図ではないのですけれども、8ページが変更後の1階、右側、9ページが変更前の1階、おめくりいただいた10ページが変更後の2階で、11ページが変更前の2階ということです。また、お戻りいただいて8ページを見ていただきますと変更後で、これで今後建てていきますということなのですけれども、右側の9ページの図5.1-1

(2) 1階平面図【変更前】にありますとおりピンクの乾燥施設がなくなったということで、活用できる場所が増えますので、ここの部分に11ページの2階にあった洗浄施設ですとか分級・破碎施設、混合施設を下に持ってきて、なるべくコンパクトな作りにしたいということです。小さくなれば環境負荷も減りますので、3階建てから2階にすべく規模ですとか配置を見直して、8ページのような形に変更してございます。

10ページが2階にあったものが全部1階に来るということで、もともと3階に予定していた中央操作室ですとか事務室は2階に持ってきてございます。

イメージ図ということで15ページを見ていただきますと、完成予想図がございませけれども、15ページが変更前で建屋が若干高いものと、建屋の手前に乾燥施設が屋外にあるのが分かるかなと思いますけれども、上の14ページには乾燥施設がなくなりまして、ややコンパクトになったつくりとなっております。

また8ページを見ながら御説明させていただきたいのですけれども、今回、環境影響評価項目のうち悪臭、騒音・振動、廃棄物、温室効果ガスについて見直しを行ってございます。悪臭につきましては、8ページの建屋の左側に水色の洗浄施設②とありますけれども、こちらはもともと建屋の中で負圧管理をしている予定だったのが外に出てきたというのと、あとは水処理施設というのが建屋の中にあっただのが計画地の一番南側の外に出てきているので、こちらは悪臭について予測の見直しを行ってございます。

洗浄施設②につきましては、悪臭の出るような土ですとか廃棄物については建屋の中で処理をして、その悪臭の懸念のないような、特に水分量が多いようなものについて洗浄施設②で扱うということでございます。水処理施設につきましては全て外気に触れないような密閉構造とするということで、悪臭については特に発生させるようなものではないということでございます。

騒音・振動につきましては、先ほど申し上げたように2階から1階に全て移ってきたということで、施設自体は若干小さいスペックになっているようなものも多いのですけれども、もともと2階にあったものが1階に来ると、予測地点が1.2mですので大分近づいてくるということで若干高い数字が出てございます。

58、59ページをご覧くださいますとコンター図が出てございます。58ページが変更後、59ページが変更前ということです。

59ページは予測の仕方がちょっと変わっていて、これは最大地点ではなくて、それぞれの敷地境界の中心ということで予測をしていたので、若干低い数字のところもありますのですけれ

ども、いずれにしても、今回の変更でそれぞれの敷地境界の最大地点に変えたということでも上がっているというのがありますし、東側、北側で65dBという線が出ていて、68dBというやや高い値が出ていますけれども、結論としては、城南島は人が住んでいないところであって、環境基準も適用されない地域ということと、それでも一応城南島の事業者の中で自主基準みたいなものを定めていて、その基準にはおさまっているということと、あとは実際に数値は上がっておりますので、今後は周囲の事業者の方たちから苦情等がもしある場合には、それに対応して防音対策をするといった記載もございますということで、一応、評価の指標を満足するというところでございます。

廃棄物と温室効果ガスについても見直しを行ってございまして、廃棄物につきましては発生土量が69ページ以降にございますけれども、69ページで建設発生土は若干増えますけれどもほぼ同程度、建設汚泥につきましては、杭の本数等を精査した結果、減るということと、70ページの建設廃棄物につきましては、延床面積がかなり小さくなりますので、廃棄物の発生量も減るということ。71ページ、72ページの工事の完了後の処理済み物については乾燥施設で全て浄化する予定だったのが、乾燥施設がなくなってしまいますので、若干資源化できないものが管理型処分場に行くということで、72ページを見ていただきますと、もともと90.5%の再資源化をすることでいたのが約88%ということで、ほぼ同程度ですけれども、若干下がるということになってございます。

温室効果ガスにつきましては、75ページ、76ページにございますけれども、乾燥施設をやめますので都市ガスを全く使わなくなって、電気の使用量も減るということで、排出量については大幅に減ることになってございます。ただ、余熱利用もできなくなりますので、削減量も大分減りますけれども、トータルで言えば排出量としてはかなり減る状況になってございます。

以上、いずれの項目についても評価の指標を満足するので、評価の結論は変わらないということで結論づけてございます。

説明は以上でございます。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

今、御説明していただきました事後調査報告書と変更届がそれぞれ1件でございますけれども、何か御質問や御意見がありましたら承ります。いかがでしょうか。

佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 まだ読み切れていないのですが、汚染土壌につきましてはVOCの処理は

抽出、化学脱着。

○片谷審議会会長 どちらの案件ですか、産業廃棄物処理施設のほうですね。

○佐々木委員 処理施設です。

取り扱うのは、PCBダイオキシン以外の全ての汚染土壌は受け入れるという理解でよろしいでしょうか。

そこに関連して、負圧になっている最終的に出るガスですけれども、これはどうも悪臭だけを考えて水洗処理というか、洗浄するという理解でよろしいでしょうか。

○宇山アセスメント担当課長 排ガスですか。

○佐々木委員 はい。

○宇山アセスメント担当課長 乾燥施設の排ガスではないですか。

○佐々木委員 負圧にするわけですね。

○宇山アセスメント担当課長 一応、記載はバグフィルターと活性炭吸着塔により処理して、大気中に放出するとあります。

○佐々木委員 分かりました。

○片谷審議会会長 ほかにいかがでしょうか。

平手部会長、お願いします。

○平手第二部会長 直接、このアセスに絡むかどうかは多少疑問なのですが、S. P. E. Cの産業廃棄物処理施設で14ページですが、屋根面に太陽光発電のパネルが変更後は会社の名前が出ていたのです。このあたりの扱いが悪いわけではないし、気持ちも分かりますけれども、量として、太陽光発電で温室効果ガスの削減ということが項目として挙げられているわけですから、考え方としては、最大でこれを載っけるということも当然あるわけで、だから字でなければもう少し載るわけですね。そのあたりの考え方みたいなものをお聞かせというか、どう考えたらいいのか。

○宇山アセスメント担当課長 温室効果ガスの削減は、もちろん太陽光とか再エネを使うというのもありますし、そのほかに建屋の断熱ですとかいろいろなものを組み合わせてやるので、太陽光発電をもっと増やしてくださいとお願いはできますけれども、実際にどれぐらい増やせとか、なかなかそれは言いづらい部分ではございます。

○平手第二部会長 図としては、変更前にそういうことはなかった。

○宇山アセスメント担当課長 変更前よりは増えているのです。

○平手第二部会長 ですけれども、こういう文字の絵柄はなくて、変更後にこれが出てくる

というのが、当然宣伝行為にもなるわけですね。そのあたりの取り扱いで少し疑念がないとは言えないので、悪いというわけではないのですけれども、そのあたりでどういう指導があり得るのか、否か。

でも、変更後ということで当然そこも含めて、ここでは承認ということですか。

○宇山アセスメント担当課長 報告事項ということですか。

多分、屋根の上なので重さも決まってくると思うのですけれども、どれぐらいの物が載せられるかというので、それは事業者に伝えて、もっと載せられるのかも含めて、それで載せられる最大限でこの字を書きたいのであれば、それはもうやむを得ないのかなというところがございます。

○片谷審議会会長 工場建屋で鉄骨づくりですから、屋根の重さを支える限界があって、屋根の上に太陽光パネルをいっぱい載せれば、かなり屋根の下の構造物を補強しなくてはいけなくて、そうすると、おそらく建設コストがかなり大幅に上がる。多分、その辺が影響しているのだろう。

パネルの発電量としては少し増えているのですよね。だから、屋根の全面に広げる分、文字型にしてということ考えた。これはちょうど羽田に離着陸する飛行機の下だから、おそらくこの文字が重要なのです。

○平手第二部会長 そういうことだとは思うのですけれども。

○片谷審議会会長 一応、確認はしておいてください。さすがにこの審議会がそれを強制するわけにはいかないのですけれども、情報として確認をしておいてください。

ほかにいかがでしょうか。

これは乾燥しなくなる分、ちょっと廃棄物が増えるということになっていますね。

○宇山アセスメント担当課長 量は変わらないのですけれども、乾燥施設だったら全部浄化してきれいに使えるところを、混合処理等でやるので若干不溶化土になって汚染が残るので、埋立部分が若干増えるということです。それもそんなに大きな変更ではございません。

○片谷審議会会長 池本委員、これは許容範囲と見てよろしいですか。

○池本委員 なかなかどの範囲かというのが分からないのですけれども、処理の方式が変わるということと、今、水銀に関しては法律が動いているところで、私どもの業界でもなかなか判断しづらいとなっていますので、やむを得ないのかなと考えております。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

ほかに何か御意見、御質問はありますか。

特に御発言がないようでございますので、受理関係についての報告を受けるのはこれで終わりにさせていただきます。

特にほかに御発言がありましたら承りますが、今日はたまたまちょっと時間に余裕がございますので、普段なかなか言えないことをここで発言したいということがありましたら、事務局への注文とか会長、部会長への注文でも結構ですが。

特に御発言がないようでございますので、もう傍聴人の方々は先に退室されましたので、本日の審議会はこれで終わります。

(午前10時59分閉会)